平成２２年（フ）第１９０７号
堺市中区東八田253番地１　グレイスフルタウンⅡ106号、前住所堺市中区深井中町870番地29
債務者　水本　伸吾
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１５号
堺市堺区大浜南町２丁３番１―1305号
債務者　田尻　淑子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３１号
大阪府河内長野市南青葉台21番９号
債務者　稲本エミ子（旧姓三宅）
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３９号
堺市南区豊田1665番地３
債務者　村野　義実
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９４２号
大阪府河内長野市錦町22番24号、前住所堺市西区下田町32番35号
債務者　川畑　悟史
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９４５号
堺市東区南野田369番地１　ハイツオカダ201号
債務者　長谷川詔子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５３号
堺市北区新金岡町１丁７番19―102号
債務者　上畠　弘稔
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５７号
大阪府富田林市小金台４丁目２番４―203号
債務者　ＡＫ研究所こと　中野　　直
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５８号
大阪府富田林市小金台４丁目２番４―203号
債務者　中野　真澄
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９７０号
堺市東区北野田128番地１　ベルネージュ峯尾506号
債務者　奥　　健次
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９７５号
堺市堺区柳之町西１丁２番２号　パークレジデンス103号
債務者　唄　　末子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９８７号
堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番２―106号
債務者　藤原　　満
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０００号
堺市南区原山台１丁７－８―408、前住所堺市南区赤坂台３丁９番35―110号
債務者　寺谷　　学
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００６号
堺市北区大豆塚町２丁２番地　大江文化１Ｆ
債務者　轟木　昭広
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０１８号
大阪府松原市大堀３丁目８番６―205号
債務者　武田　将也
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２０号
堺市堺区南向陽町１丁１番32―201号
債務者　羽渕多恵子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２４号
大阪府高石市羽衣４丁目５番20―102号
債務者　池田　一成
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２７号
大阪府松原市北新町２丁目５番23号
債務者　石橋　尚美
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係